

台湾向け輸出牛肉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、台湾向け輸出牛肉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 定義

- (1) 「牛肉」とは、牛の可食部位をいう。
- (2) 「台湾向け輸出牛肉」とは、3 に掲げる要件を満たし、台湾向けに輸出される牛肉をいう。
- (3) 「原料食肉」とは、台湾向け輸出牛肉として処理される牛肉であって、認定非併設食肉処理施設で分割又は細切しようとする牛肉をいう。
- (4) 「と畜場等」とは、と畜場又は食肉処理施設（牛肉を分割し、又は細切する施設）をいう。
- (5) 「認定と畜場等」とは、5（5）により台湾向け輸出牛肉取扱施設として認定されたと畜場等をいう。
- (6) 「認定併設食肉処理施設」とは、認定と畜場等と同一の敷地の中に位置する食肉処理施設であって、5（5）により台湾向け輸出牛肉取扱施設として認定されたものをいう。
- (7) 「非併設食肉処理施設」とは、認定と畜場等と同一の敷地の外に位置する食肉処理施設をいう。
- (8) 「認定非併設食肉処理施設」とは、認定と畜場等のうち、5（5）により台湾向け輸出牛肉取扱施設として認定された非併設食肉処理施設をいう。
- (9) 「食肉衛生検査所等」とは、食肉衛生検査所又は保健所をいう。
- (10) 「食肉衛生検査所長等」とは、食肉衛生検査所長又は保健所長をいう。
- (11) 「設置者」とは、台湾向け輸出牛肉を取り扱おうとすると畜場等の設置者をいう。
- (12) 「都道府県等」とは、都道府県又は保健所設置市（非併設食肉処理施設に関する事務の場合にあっては、都道府県、保健所設置市又は特別区）をいう。
- (13) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事又は保健所設置市の市長（非併設食肉処理施設に関する事務の場合にあっては、都道府県知事又は保健所設置市若しくは特別区の長）をいう。
- (14) 「食肉衛生証明書」とは、衛生証明書のうち、台湾向け輸出牛肉について、台湾当局が定める条件に適合していることを示す証明書をいう。

- (15) 「原料食肉衛生証明書」とは、衛生証明書のうち、原料食肉について、台湾当局が定める条件に適合していることを示す証明書をいう。

3 台湾に輸出可能な牛肉の要件

台湾向け輸出牛肉は、以下の要件を遵守すること。

- (1) 日本で出生・肥育された牛又は台湾へ牛肉の輸出を許可されている国において出生し、かつ、日本で 100 日以上飼育されている牛の肉であること。
- (2) 以下の特定危険部位 (Specific Risk Material (SRM)) を含まないこと。
- ア 全月齢の回腸遠位部及び扁桃
- イ 30 か月齢超の頭部 (皮、舌、ほほ肉、及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱 (背根神経節を含み、尾椎、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎は除く。)
- (3) 以下に掲げる肉及び臓器等を含まないこと。

台湾へ輸出ができない肉及び臓器等	
1	牛肉のひき肉 (骨なし、生鮮肉、冷蔵肉及び冷凍肉)
2	牛の食用肝臓 (生鮮、冷蔵及び冷凍)
3	牛の食用眼球 (生鮮、冷蔵及び冷凍)
4	牛の食用脳、脊髄及び頭蓋骨 (生鮮、冷蔵及び冷凍)
5	牛の食用心臓及び肺 (生鮮、冷蔵及び冷凍)
6	牛の食用腎臓及び脾臓 (生鮮、冷蔵及び冷凍)
7	牛の食用膀胱及び子宮 (生鮮、冷蔵及び冷凍)
8	牛の消化管 (腸管及び直腸を含む)、その全体及び部分 (生鮮、冷蔵又は冷凍)
9	牛の消化管 (腸管及び直腸を含む)、その全体及び部分 (塩漬、塩水漬、乾燥又は燻煙)
10	牛の胃、その全体及び部分 (生鮮、冷蔵又は冷凍)
11	牛の胃、その全体及び部分 (塩漬、塩水漬、乾燥及び燻煙)
12	牛の膀胱、その全体及び部分 (生鮮、冷蔵又は冷凍)
13	牛の膀胱、その全体及び部分 (塩漬、塩水漬、乾燥又は燻煙)
14	牛の調理済み又は保存食にした肝臓 (冷凍、缶詰、その他)
15	牛の調理済み又は保存食にした内臓 (心臓、肺、肝臓、大腸、小腸、脾臓、胃、腎臓、膀胱、子宮を含む) (冷凍、缶詰、その他)
16	牛の調理済み又は保存食にした眼球、脳、脊髄、頭蓋骨 (冷凍、缶詰、その他)

- (4) と畜場法 (昭和 28 年法律第 114 号) の規定に従いと畜され、と畜検査員により以下に掲げる事項が確認されていること (ア及びウについては、これを証する書類を保管すること。)
- ア 月齢、出生地及び肥育地等の情報。

イ と畜の際に、高圧な空気やガスを頭蓋に注入する方式によるスタンニングやワイヤーによる脳及び脊髄の破壊（ピッシング）が行われていないこと。

ウ とさつ、解体、分割及び細切（以下「とさつ等」という。）の経過において、特定危険部位（SRM）、機械的回収肉（Mechanically Recovered Meat（MRM）：肉の付着した骨を粉砕したのち、骨くずを除いて回収されたひき肉）、機械的に分離した肉（Mechanically Separated Meat（MSM））又は頭蓋や脊柱から機械的に除去した肉（Advanced Mechanically Recovery（AMR））が混入していないこと。

4 認定と畜場等の要件

認定と畜場等は、次の要件を満たさなければならない。

（１） と畜場等関係

- ア と畜場法に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食肉処理業の営業許可（非併設食肉処理施設にあっては、食品衛生法に基づく食肉処理業等の必要な営業許可）を有し、かつ、と畜場法、食品衛生法等の関係法規を遵守していること。
- イ と畜場等は、異なる種類の家畜をとさつし、解体し、分割し、又は細切する場合、全ての作業工程において、異なる種類の家畜をとさつし、解体し、分割し、又は細切することにより起こり得る交差汚染を防止するための適切な措置がとられていること。なお、壁等による明確な物理的分離のほか、適切なゾーニングや十分な洗浄消毒を伴う時間区分管理等による措置も可とする。
- ウ 施設、設備等が、別添 1「施設、設備等の構造及び材質基準」に適合すること。
- エ とさつ等の取扱いが、別添 2「衛生管理基準」に適合して行われること。
- オ エを確実に実施するため、別表に掲げる内容のマニュアルが整備されていること。
- カ 別添 3「HACCP 方式による衛生管理実施基準」に定める「第 1 標準作業手順書」及び「第 2 HACCP システムを用いた自主衛生管理」を実施すること。

（２） 食肉検査関係

- ア 都道府県等のと畜検査員により、当該と畜場等ではとさつ等が行われるすべての獣畜及びその食肉について、と畜検査が実施されていること。
- イ と畜検査員又は食品衛生監視員の監視指導により、別添 2「衛生管理基準」及び別添 3「HACCP 方式による衛生管理実施基準」に基づくと畜場等の衛生管理の適正な実施が担保されていること。
- ウ 別添 3「HACCP 方式による衛生管理実施基準」の第 1 及び第 2 が適正に実施されているか検証するため、「第 3 と畜検査員等による検証」が実施されていること。

エ 別添4「不正防止の基準」に基づく不正防止が実施されていること。

5 認定等の手続

(1) 申請

設置者は、と畜場にあつては別紙様式1により、食肉処理施設にあつては別紙様式2により食肉衛生検査所長等及び都道府県知事等を経由して厚生労働省宛て関係資料を添付し、必要な手数料とともに申請し、併せて、当該申請書類の副本を当該と畜場等が所在する地域を管轄する地方厚生局宛て提出すること。なお、厚生労働省により既に米国、カナダ、香港、EU等又はシンガポールに輸出可能なと畜場等として認定されていると畜場等の申請にあつては、別紙様式1及び別紙様式2に掲げる添付書類の添付は省略可能とする（ただし、台湾向け輸出牛肉の取扱要綱にのみ規定されている要件に関する資料を除く。）。

(2) 都道府県等の提出手続

申請書を受け付けた都道府県知事等は、内容を審査し、認定に差し支えない場合には、別紙様式3により当該と畜場等の検査体制に関する資料並びに別紙様式4により食肉衛生証明書の署名者として登録すると畜検査員又は食品衛生監視員の氏名及び署名（本要綱において「署名者リスト」という。）及び別紙様式5による公印等登録書を添えて厚生労働省宛て提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局宛て提出すること。

(3) 厚生労働省による審査

厚生労働省は、申請書等について書類審査を行い、問題がないと判断した場合は、必要に応じて、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課の輸出食肉検査担当官を当該と畜場等及び食肉衛生検査所等に派遣し、現地調査を実施すること。また、厚生労働省は、書類審査及び現地調査において、と畜場等の施設、設備等が本要綱に規定する要件等を満たしていると認められる場合には、認定番号を付与し、以下に掲げる書類を添えて衛生福利部食品薬物管理署（本要綱において「TFDA」という。）及び台湾農業部動植物防疫檢疫署（本要綱において「APHIA」という。）に通知すること。

ア 基本調査票

イ 現地調査結果（改善内容の報告を含む）

ウ 署名者リスト

エ 公印等登録書

(4) TFDA及びAPHIAの同意

TFDA及びAPHIAは、厚生労働省からと畜場等の認定に係る資料を受理後、書類の確認を行う。申請のあったと畜場等を認定することについて同意後、その旨を厚生労働省へ通知する。

(5) と畜場等の認定

厚生労働省は、(4)の通知を受領次第、当該と畜場等を台湾向け輸出牛肉取扱施設として認定し、都道府県知事等を通じ設置者にその旨通知すること。

なお、T F D A 及び A P H I A から署名者リスト及び公印等登録書の登録が完了した旨の通知を受領後、登録した者による署名及び登録した公印等を押印した食肉衛生証明書が受け入れられる。

6 認定後の事務

(1) 食肉衛生検査所等への検査申請

認定と畜場等において、牛肉を台湾に輸出するために牛をとさつし、解体し、分割し、又は細切する者は、と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 7 条に定める検査申請書のほか、別紙様式 6 の検査申請書をあらかじめ認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等宛て提出すること。

(2) 輸出牛肉に関する食肉衛生証明書の発行等

ア 台湾へ牛肉を輸出しようとする者は、別紙様式 7-1 による衛生証明書発行申請書を、認定施設を管轄する食肉衛生検査所等宛て提出すること。また、認定非併設食肉処理施設で処理された牛肉を輸出する場合にあっては、後述する原料食肉衛生証明書及び輸出しようとする製品に使用された原料食肉と原料食肉衛生証明書に対応する牛肉が相違ないことを示す資料を併せて提出すること。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（本要綱において「輸出証明書発給システム」という。）又は電子メール又により申請を行う場合にあっては、別添 5 によることとする。

イ 食肉衛生検査所等は、輸出の都度、と畜検査員又は食品衛生監視員（認定非併設食肉処理施設に限る）が、荷口と申請内容を確認した上で、別紙様式 7-2 による衛生証明書を別添 6「食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、申請者に発行すること。ただし、認定非併設食肉処理施設で処理された牛肉を輸出する場合であって、直近 3 回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない営業者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月 1 回まで減ずることができる。当該証明書の原本の複写及び関連書類は、証明書の発行の日から 1 年間保管すること。

ウ 食肉衛生証明書のと畜検査員又は食品衛生監視員の署名は、あらかじめ登録されたと畜検査員又は食品衛生監視員が行うこと。

エ 食肉衛生証明書の“Birthplace and country of raising of the cattle from which the beef is derived”の欄は、当該牛の出生国及び飼養国（例：Japan/Japan）を記載すること。

オ 食肉衛生証明書の“Country of origin”の欄は、牛を解体又は分割した国（例：Japan）を記載すること

カ 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、証明書の仮発行であることを明記して仮発行し、申請者からこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を改め

て発行すること。

キ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、封印シール（様式自由。開封された場合にそれが分かるもの。）で外装に封を行い、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

（３） 輸出牛肉に関する原料食肉衛生証明書の発行等（認定非併設食肉処理施設で処理された牛肉を台湾へ輸出しようとする場合に限る。）

ア 認定非併設食肉処理施設で処理された牛肉を台湾へ輸出しようとする者は、あらかじめその原料食肉を処理する認定と畜場等に対し、原料食肉衛生証明書の原本の提出を依頼すること。

イ 原料食肉を製造する認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所等は、検査に合格した牛肉であって、別紙様式８－１による原料食肉衛生証明書発行申請書が提出された場合、当該食肉の出荷時に荷口と申請内容を確認した上で、別紙様式８－２の原料食肉衛生証明書を別添６「食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行すること。当該証明書の原本の複写及び関連書類は、証明書の発行の日から１年間保管すること。

ウ 交付された原料食肉衛生証明書に対応する原料牛肉について、封印シール（様式自由。開封された場合にそれが分かるもの。）で外装に封を行い、認定施設への輸送途中に、封印シールの開封等を行った場合には、申請者は、速やかに当該証明書を返納すること。

（４） 輸出牛肉に関する輸出検疫証明書の交付等

ア 台湾に牛肉を輸出しようとする者（以下、この項において「申請者」という。）は、農林水産省動物検疫所に対し、家畜伝染病予防法施行規則（昭和２６年農林省令第３５号）第５２条に規定する輸出検査申請書に食肉衛生証明書の写し又は輸出証明書発給システムにより食肉衛生証明書の申請を行っている場合は、食肉衛生証明書の証明日及び証明書番号（食肉衛生証明書の発行申請中である場合は、発行を申請した書面又は電子メールの写し）を添付して輸出検査を申請すること。

イ 農林水産省動物検疫所は、家畜伝染病予防法第４５条に基づく輸出検査の結果、台湾向けに輸出が可能であることが確認できた牛肉について、申請者に対し、同条第３項に基づき輸出検疫証明書（別紙様式９）の原本を交付するとともに、原本の写しを保管すること。

ウ 申請者は、交付された輸出検疫証明書に対応する牛肉についてロットの再構成及び封印シールの開封等を行った場合は、速やかに当該輸出検疫証明書を農林水産省動物検疫所に返納するものとする。

（５） 牛肉の輸出

申請者は、牛肉の輸出に当たり、食肉衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を当該牛肉に添付して輸出すること。

（６） 署名者の登録

ア 都道府県等は、毎年４月１５日までに、登録した署名者リストの更新の有無及

び更新がある場合は別紙様式 4 により更新内容を厚生労働省宛て報告すること。なお、年度初めにかかわらず、署名者リストの内容を変更する必要がある場合は、別紙様式 4 により、厚生労働省に報告を行うこと。

イ TFDA 及び APHIA から署名者リストの登録が完了した旨の通知受領後、新たに登録した者が署名した食肉衛生証明書が受け入れられるため、新たに登録した者による署名は、厚生労働省より、台湾における登録が完了した旨の連絡を受けてから行うこと。

(7) 都道府県知事等による認定非併設食肉処理施設の定期的な確認等

都道府県知事等は、認定非併設食肉処理施設について、食品衛生監視員を施設の状況に応じて定期的に派遣し、以下の事項に留意の上、監視及び検査等を実施すること。なお、食品衛生監視員の監視及び検査等が拒否された場合、厚生労働省は速やかに当該認定非併設食肉処理施設の認定を取り消すものとする。

① 監視の頻度

食品衛生監視員は、認定施設において、前記 3 及び 4 に掲げる事項が適正に実施されていることの確認を、6 か月に 1 回以上、行うこと。

② 監視結果等の報告

都道府県等は、食品衛生監視員の監視結果について、6 か月に 1 回、地方厚生局に別紙様式 10 及び別紙様式 11 により指摘事項及び改善状況の一覧をもって報告すること。なお、文書による指摘及び改善報告があった場合は、その書面の写しの提出をもって当該報告に代えることができる。

(8) 都道府県知事等による報告

都道府県知事等は、認定と畜場等の監視結果等において、重大な問題が確認された場合は、速やかに厚生労働省及び地方厚生局にその旨報告すること。

(9) 厚生労働省による認定施設の定期的な確認等

厚生労働省は、地方厚生局の輸出食肉検査担当官を年 1 回以上認定と畜場等及び食肉衛生検査所等に派遣し、査察等を実施すること。

① 査察内容

輸出食肉検査担当官は、認定と畜場等及び食肉衛生検査所等において 3、4 並びに 6 の (2)、(3)、(6)、(7) 及び別紙 TW-A3 の 5 (1) が適正に実施されていることの確認を行うこと。

② 措置

厚生労働省は、査察の結果、3、4 並びに 6 の (2)、(3)、(6)、(7) 及び別紙 TW-A3 の 5 (1) が適正に実施されていないと判断した場合、次のいずれかの措置をとること。特に、当該施設において処理された牛肉が健康被害につながる恐れがある等、公衆衛生上の危害の発生の防止に必要であると厚生労働省が認めた場合は、直ちに食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書の発行を停止すること。また、改善指導の後、6 か月以内に改善が確認されない場合は、当該と畜場等の認定を取り消すものとする。

ア 改善指導

イ 認定の取消し

ウ 食肉衛生証明書又は原料食肉衛生証明書発行の停止

エ その他（署名者として登録されたと畜検査員及び食品衛生監視員の取消し等）

③ 報告等

厚生労働省は、上記②イ又はウの措置をとった際には、管轄する都道府県等を通じ、当該と畜場等の設置者にその旨を通知するとともに、T F D A 及び A P H I A へその旨通知を行う。上記②ウの措置により、食肉衛生証明書の発給を停止された施設について、設置者等がその原因を調査し、改善措置及び再発防止措置をとり、さらに、当該施設を管轄する都道府県知事等によって改善が確認された場合、都道府県知事等は、厚生労働省宛てにその内容を報告すること。厚生労働省は、適切な改善措置及び予防措置が行われていると判断した場合、当該情報を T F D A 及び A P H I A へ通知すること。

(10) 条件付き認定に係る変更の申請

ア 製造する製品の一部について、これを輸出しないことを条件に認定を受けたと畜場等が、それらの一部又は全てを台湾に輸出しようとする場合、営業者は、別紙様式 12 により、あらかじめ、都道府県知事等に次に掲げる関係資料を添付して申請書を提出すること。申請書を受けた都道府県知事等は内容を審査し、変更にし支えない場合には、当該申請書類を厚生労働省宛てに提出し、併せて、当該申請書類の副本を地方厚生局宛て提出すること。

（ア） 新たに輸出を希望する製品に係る書類（標準作業手順書等）

（イ） 基本調査票（変更内容が分かる様に記載すること。また、以下の H P から最新版を入手して使用すること。

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=4206>)

イ 厚生労働省は、必要に応じて現地調査を行い、当該申請が本要綱の要件を満たしていると認められた場合には、基本調査票を添えてその旨を T F D A 及び A P H I A 宛て通知すること。厚生労働省は、台湾から変更内容の同意の通知を受領次第、都道府県等を通じて営業者にその旨通知すること。

(11) 変更及び認定の取下げの届出

ア 変更の届出

（ア） と畜場等の設置者は 5 の（1）の申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、別紙様式 13 により都道府県等を経由して当該変更の内容及び年月日を厚生労働省宛て届出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

（イ） 都道府県等は 5 の（2）の検査体制等を変更しようとするときは、別紙様式 14 によりあらかじめ当該変更の内容及び変更予定日を厚生労働省宛て届出し、併せて、当該変更届の副本を地方厚生局宛て提出すること。

イ 認定の取下届

- (ア) 都道府県知事等は別紙様式 13 によりと畜場等の設置者から認定の取下の届出があった場合は、当該届出を厚生労働省宛て提出し、併せて、当該取下届の副本を地方厚生局宛て提出すること。
- (イ) 厚生労働省は、(ア)により提出された書類を受け付け後、速やかに当該施設の認定の取下をTFDA及びAPHIA宛て通知すること。

7 補足事項

台湾向けに牛脂を輸出する場合、台湾側と協議が必要であることから、輸出を希望する場合は別途相談すること。

別表

と畜場等におけるマニュアル

- 1 給水・給湯の管理マニュアル
- 2 排水処理マニュアル
- 3 廃棄物処理マニュアル
- 4 ねずみ・昆虫防除マニュアル
- 5 消毒剤等管理マニュアル

(別紙様式 1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所
氏名
法人にあってはその所在地、名称及び
代表者氏名
電話番号

台湾向け輸出と畜場認定申請書

台湾向け輸出牛肉を取り扱うと畜場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 と畜場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）
- 2 衛生管理責任者名
- 3 添付書類
（別紙のとおり）

(添付書類)

(1) 施設の構造・設備に関する書類

- ア 施設配置図
- イ 施設の平面図
- ウ 清潔区、汚染区等の区分け及び作業動線（製品及び作業員）を示した資料
- エ 給湯設備の概要
- オ 給水・給湯系統図
- カ 排水系統図
- キ 污水处理設備の概要
- ク 冷蔵庫の概要

(2) 衛生管理等に関する書類

- ア 組織の概要
- イ 衛生作業マニュアル
 - (ア) 施設・設備の衛生管理マニュアル（就業後清掃・始業前点検プログラムを含むもの。）
 - (イ) 給水・給湯の管理マニュアル
 - (ウ) 排水処理マニュアル
 - (エ) 廃棄物処理マニュアル
 - (オ) ねずみ・昆虫防除マニュアル
 - (カ) 消毒剤等管理マニュアル
 - (キ) とさつ・解体処理作業マニュアル

(3) 動物福祉に関する書類

- ア 動物福祉に関するマニュアル
- イ 動物福祉責任者の設置

(4) その他参考資料

- ア 当該施設におけるとさつ・解体処理能力及び3ヶ年の実績
- イ 処理する獣畜の生産地についての過去3ヶ年の実績及び今後3ヶ年の計画

(5) HACCP等に関する資料

- ア 標準作業手順書に関する文書及び記録
- イ HACCP計画に関する文書及び記録

(6) TFDA及びAPHIAへの提出資料

- ア 基本調査票
- イ 厚生労働省又は地方厚生局による直近の査察結果及び指摘事項に対する改善報告（指摘事項がない場合は不要）

※1 アは英語、イについては日・英併記にて作成すること。また、アについては、以下のTFDAのHPより最新版を入手して使用すること。

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=4206>

※2 イが無い場合は、厚生労働省による現地調査を行うことから、当該現地調査で指摘のあった事項への改善内容を日・英併記にて作成すること。

(別紙様式 2 食肉処理施設設置者申請様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所
氏名
法人にあつてはその名称、所在地及び
代表者氏名
電話番号

台湾向け輸出食肉処理施設認定申請書

台湾向け輸出牛肉を取り扱う食肉処理施設として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 食肉処理施設の所在地及び名称（法人にあつては法人番号）
- 2 衛生管理責任者名
- 3 添付書類
（別紙のとおり）

(添付書類)

(1) 施設の構造・設備に関する書類

- ア 施設配置図
- イ 施設の平面図
- ウ 清潔区、汚染区等の区分け及び作業動線（製品及び作業員）を示した資料
- エ 給湯設備の概要
- オ 給水・給湯系統図
- カ 排水系統図
- キ 污水处理設備の概要
- ク 冷蔵庫の概要

(2) 衛生管理等に関する書類

- ア 組織の概要
- イ 衛生作業マニュアル
 - (ア) 施設・設備の衛生管理マニュアル（就業後清掃・始業前点検プログラムを含むもの。）
 - (イ) 給水・給湯の管理マニュアル
 - (ウ) 排水処理マニュアル
 - (エ) 廃棄物処理マニュアル
 - (オ) ねずみ・昆虫防除マニュアル
 - (カ) 消毒剤等管理マニュアル
 - (キ) 分割・細切処理作業マニュアル

(3) その他参考資料

- ア 当該施設における部分肉処理能力及び過去3ヶ年の実績
- イ 処理する獣畜の生産地についての過去3ヶ年の実績及び今後3ヶ年の計画

(4) HACCP等に関する資料

- ア 標準作業手順書に関する文書及び記録
- イ HACCP計画に関する文書及び記録

(5) TFDA及びAPHIAへの提出資料

- ア 基本調査票
- イ 厚生労働省又は地方厚生局による直近の査察結果及び指摘事項に対する改善報告（指摘事項がない場合は不要）

※1 アは英語、イについては日・英併記にて作成すること。また、アについては、以下のTFDAのHPより最新版を入手して使用すること。

<https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=4206>

※2 イが無い場合は、厚生労働省による現地調査を行うことから、当該現地調査で指摘のあった事項への改善内容を日・英併記にて作成すること。

(別紙様式 3 都道府県等申請様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

台湾向け輸出牛肉の取扱いについて

別添のとおり、と畜場及び食肉処理施設設置者から台湾向け輸出牛肉取扱施設としての認定を受けたいとの申請があり、内容を審査したところ差し支えないものと思料されるので、提出いたします。

なお、当該と畜場及び食肉処理施設を管轄する食肉衛生検査所等の検査体制については下記のとおりです。

記

1 食肉衛生検査所等の所在地及び名称

2 添付書類

- (1) 食肉衛生検査所等の概要（組織図も含む。）
 - (2) 台湾向け輸出牛肉の取扱要綱 4 の（2）、6（2）、（3）及び別紙 TW-A3 台湾向け輸出食肉製品の取扱要綱 5（1）に関する資料（非併設食肉処理施設の申請にあつては 4 の（2）アを除く。）
 - (3) 食肉衛生証明書の署名者として登録すると畜検査員又は食品衛生監視員の氏名及び署名等（別紙様式 4）
 - (4) 公印等登録書（別紙様式 5）
 - (5) T F D A 及び A P H I A への提出資料
 - ア 基本調査票
 - イ 厚生労働省又は地方厚生局による直近の査察結果及び指摘事項に対する改善報告（改善報告は指摘事項がない場合は不要）
- ※ 1 アは英語、イについては日・英併記にて作成すること。また、アについては、以下の T F D A の H P より最新版を入手して使用すること。
<https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=4206>
- ※ 2 イが無い場合は、厚生労働省による現地調査を行うことから、当該現地調査で指摘のあった事項への改善内容を日・英併記にて作成すること。

(別紙様式4 と畜検査員又は食品衛生監視員(署名者)登録様式)

List of Signatories for Official Health Certificate for Export of Beef from Japan to Taiwan

Establishment # (施設番号)

(と畜場名)

(と畜場所在地)

(食肉処理施設名)

(食肉処理施設所在地)

(都道府県市名)

Name of meat inspector (Name of food sanitation inspector)	Official title	Signature

——以下は台湾へ登録する様式には印刷しないこと——

- *1 Name of inspector 及び Official title は英語で記載すること。Signature は英語又は日本語及びその字体(ブロック体、筆記体等)は問わないが、証明書の署名は登録した字体で行うこと。
- *2 必要に応じて、欄を増やし、複数名登録すること。
- *3 署名者の切り替えに伴う通関トラブルを避けるため、新旧リストで同じ者を登録する場合は、同じ字体で登録すること。
また、切り替えにあつては、台湾による登録が完了した旨の連絡を受けるまでは、新旧リストのどちらにも登録されている者が署名を行うことが望ましい。

(別紙様式5 公印等登録書)

台湾向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理施設

Slaughterhouse and Meat Processing Plant Handling Beef for the Exportation to Taiwan

都 道 府 県 、 政 令 市 ま た は 特 別 区 P r e f e c t u r e , C i t y o r t h e D i s t r i c t	公 印 O f f i c i a l S t a m p
(和)	S A M P L E
(英)	
証 明 書 発 行 機 関 I s s u i n g A u t h o r i t y	
(和)	
(英)	

(と畜場) Slaughterhouse

施設固有の施設番号 E s t . N o .	名 称 N a m e
	(和)
	(英)
	所在地 A d d r e s s
	(和)
	(英)

(食肉処理施設)

Cutting plant

施設固有の施設番号 E s t . N o .	名 称 N a m e
	(和)
	(英)
	所在地 A d d r e s s
	(和)
	(英)

(別紙様式 6 検査申請書様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

食 肉 検 査 申 請 書

輸出食肉につき、検査を受けたいので下記のとおり申請いたします。

- (1) 獣畜の種類
- (2) と畜場及び食肉処理場の名称
- (3) と畜(さつ)しようとする年月日
- (4) と畜(さつ)頭数
- (5) 個体情報(と畜番号、生産者氏名等)

※ 資料の添付でも可。

- (6) 輸出先国名

※ 複数の輸出先国に係る食肉の検査を一度に申請する場合は、どの個体がどの国向けの輸出食肉であるか分かるよう、(5)に記載すること。

(別紙様式 7 - 1 食肉衛生証明書発行申請書様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

住所
氏名
(法人にあってはその名称、所在地、
代表者の氏名及び法人番号)

担当者 の 氏 名 :
所属部署 :
担当者電話番号 :
E-mail :

台湾向け輸出牛肉の食肉衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱う台湾向け輸出牛肉に添付する食肉衛生証明書の発行を申請します。

記

1 基本情報 (英語記載)

荷送人 (輸出業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
荷受人 (輸入業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
と畜場	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	と畜年月日	
食肉処理施設	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
その他施設	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	

原産国地域 ※牛を解体または分割した国を記載	
出生国地域	
飼養国地域	
保存条件	☐ 冷蔵 ☐ 冷凍
製造年月日	
ロット番号/Batch No.	
動物の種類	
合計梱包の数（数量・単位）	
合計正味重量（Net weight）	Kg

2 明細情報（英語記載）

製品名	
-----	--

3 証明書の交付（受領場所）

☐ 郵送等による受領を希望

☐ 手交による受領を希望

4 誓約事項

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- （1）上記1及び2の記載事項が正しいこと。
- （2）輸出者は、製造者と密に連絡をとり、以下の事項を輸出者の責任で確認すること。
 - ① 本申請事項と輸出貨物の内容とが相違ないこと。
 - ② 輸出貨物が「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」に定められた各基準を満たして製造されたものであること。

(別紙様式 7 - 2 食肉衛生証明書様式)

**HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
CHILLED/FROZEN BEEF FROM JAPAN TO TAIWAN**

No. :

DATE :

(Day ,Month ,Year)

I. Identification of the products

(Species of origin)	(Name of products)
(Number of packages)	(Net weight of consignment)
(Consignor)	(Consignor Address)
(Consignee)	(Destination)

II. Origin of products

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse)		
(Cutting plant)		
(Others)		

Date of Slaughter : Date of Production :

Lot number :

Storage and Transport temperature : ☐ Refrigerated ☐ Frozen

Birthplace and country of raising of the cattle from which the beef is derived :

Country of origin :

Container Number and Seal number:....See the export quarantine certificate......

I hereby certify that:

- 1) The beef or beef products were derived from cattle born and raised in Japan or from cattle born in a country deemed eligible by Taiwan to export beef and raised in Japan for at least 100days prior to slaughter in Japan.
- 2) The beef or beef products were derived from cattle that were slaughtered in meat establishment certified by the MHLW as eligible to export beef or beef products to Taiwan and that passed ante-mortem and post-mortem inspection under veterinary supervision at time of slaughter.
- 3) The beef or beef products were derived from cattle that were not subject to a stunning process, prior to slaughter, with a device injecting compressed air or gas into the cranial cavity, or to a pithing process.
- 4) The beef or beef products were produced and handled in a manner as to prevent contamination from SRMs, mechanically recovered meat (MRM) / mechanically separated meat (MSM), or advanced meat recovery (AMR) from the skull and vertebral column, in accordance with Japanese regulations.
- 5) The products are fit for human consumption.

Signature :

Name of meat inspector :

Official Title :

(Name of prefecture or city) :

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

住所
氏名
(法人にあってはその名称、所在地、
代表者の氏名及び法人番号)
担当者氏名：
所属部署：
担当者電話番号：
E-mail：

原料食肉 (牛肉) 衛生証明書発行申請書

下記施設で取り扱う牛肉について、下記のとおり原料食肉衛生証明書の発行を申請
します。

記

1 基本情報 (日本語記載)

と畜場	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	と畜年月日	
食肉処理施設	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	製造年月日	
出生国地域		
飼養国地域		
保存条件		☐ 冷蔵 ☐ 冷凍 (℃)
個体識別番号、その他ロット番号等、本証明書の対象範囲を特定する情報		
合計梱包の数 (数量・単位)		

合計正味重量 (Net weight)	Kg
---------------------	----

2 明細情報 (日本語記載)

製品名	
-----	--

3 原料食肉衛生証明書の発行を希望する輸出先国・地域

- ☐ 香港
- ☐ 台湾
- ☐ シンガポール

4 証明書の交付 (受領場所)

- ☐ 郵送等による受領を希望
- ☐ 手交による受領を希望

(別紙様式 8－2 原料食肉衛生証明書様式)

(申請者) 殿

原料食肉（牛肉）衛生証明書

証明書番号 :
証 明 日 :

I. 積荷の詳細

梱包数（数量・単位）	正味重量	製品名
個体識別番号、その他ロット番号等、 本証明書の対象範囲を特定する情報		

II. 製品の詳細

施設名称	認定番号.	所在地
(と畜場)		
(食肉処理施設)		

と畜年月日 :

製造年月日 :

保管及び運搬時の温度: ☐ 冷蔵 ☐ 冷凍 °C

原料肉となった動物が出生及び飼育された国 :

本書類をもって申告する牛肉は、次の国・地域へ輸出することが可能な食肉であることを証明します。

- ☐ 香港*
☐ 台湾**
☐ シンガポール***

署名 :
氏名 :
食肉衛生検査所又は保健所名及び役職 :
都道府県等 :

*別紙 HK-A1「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」別紙様式 7－2 に定める食肉衛生証明書を発行することができる食肉であること。

**別紙 TW-A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」別紙様式 7－2 に定める食肉衛生証明書を発行することができる食肉であること。

***別紙 SG-A1「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」別紙様式 6－3 に定める食肉衛生証明書を発行することができる牛肉であること。

日本国農林水産省
輸 出 検 疫 証 明 書

EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate No.

申請者住所
Address of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and
name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体を拡散する
おそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned animals are free from any evidence of
disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the
inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重 量 、 個 数 又 は こ う り 数 Weight, No. of package or containers	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name & address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name & address of consignee	
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日 Date & place of shipment	
と う 載 船 舶 (航 空 機) 名 Name of ship or flight	
検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	It is certified that there has been no outbreak of rinderpest since 1923, foot and mouth disease since 2011 and contagious bovine pleuropneumonia since 1942 in Japan.



浮出しとすること。

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏 名
(Signature)

Attached to the export quarantine certificate for Beef to be exported to Taiwan (Certificate No.)

1 Commodity description

Kind of article	Weight	Nos. of package or containers	Species	Production facility			
				Slaughterhouse plant (registration number, name, address)	Date of slaughter	Manufacturing plant (registration number, name, address)	Date of manufacture
			bovine		YYYY/MM/D D- YYYY/MM/D D		YYYY/MM/D D- YYYY/MM/D D
			bovine		YYYY/MM/D D- YYYY/MM/D D		YYYY/MM/D D- YYYY/MM/D D
			bovine		YYYY/MM/D D- YYYY/MM/D D		YYYY/MM/D D- YYYY/MM/D D
			bovine		YYYY/MM/D D- YYYY/MM/D D		YYYY/MM/D D- YYYY/MM/D D

- 2 ☐ The meat originated from the cattle born, raised and slaughtered in Japan.
- ☐ The meat imported from [country name] and complied with Article 8.2 or Article 9.2 of the “Quarantine Requirements for the Importation of Meat Derived from Artiodactyla Animals.
- 3 The meat or meat products hereon described were originated in [prefecture name]*
- 4 The code number of containers and their seal number (In case the products are shipped without using containers, indicate the number of AWB/BL of the shipment and seal number on the packages.):

Animal Quarantine Service

branch sub branch

The name of official veterinarian:

Signature:

Official stamp

(別紙様式 10 現地調査における指摘事項)

現地調査における指摘事項

(施設名)

(調査日)

1. 取扱要綱の該当箇所	
2. 該当文書又は施設内の場所	
3. 不適格事項の詳細	
4. 改善指導の内容	

【定期監視実施者記入欄】

(署名日)

(所属)

(役職)

(署名)

※ 表中 1 ～ 4 に記入した上で、記入すること。

【現地調査対象認定施設担当者記入欄】

(署名日)

(社名)

(役職)

(署名)

※ 表中 1 ～ 4 の記載内容を確認した上で、記入すること。

(別紙様式 11 指摘事項に対する改善状況)

指摘事項に対する改善状況

(施設名)
(調査日)

1. 改善指導の内容	
2. 改善計画	
3. 改善措置完了期限	
4. 改善措置完了までの暫定対応	
5. 改善措置等対応状況	

【現地調査対象認定施設担当者記入欄】

(署名日)
(社名)
(役職)
(署名)

※ 表中 1 ～ 4 に記入した上で、記入すること。

【改善計画等確認者記入欄】

(署名日)
(所属)
(役職・氏名)
(署名)

※ 表中 1 ～ 4 の記載内容を確認した上で、記入すること。

【定期監視実施者記入欄】

(署名日)
(所属)
(役職)
(署名)

※ 表中 1 ～ 4 の対応状況を確認、5 に記入した上で、記入すること。

(別紙様式 12 条件付き認定に係る変更の申請 (施設))

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所

氏名

法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

台湾向け輸出牛肉取扱施設の条件付き認定に係る変更の申請書

「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」に基づき、下記の認定と畜場等の内臓の輸出について関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定と畜場等の名称及び所在地
- 2 新たに輸出しようとする製品
- 3 添付資料
 - ・新たに輸出を希望する製品に係る書類 (標準作業手順書等)

(別紙様式 13 変更又は認定取下げ届 (施設))

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所

氏名

法人にあってはその名称、所在地及び
代表者氏名

台湾向け輸出牛肉取扱施設の $\left(\begin{array}{c} \text{変 更} \\ \cdot \\ \text{認定の取下げ} \end{array} \right)$ に係る届出

「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」に基づき、下記の認定と畜場等の申請事項の変更又は認定の取下げについて届け出ます。

記

- 1 認定と畜場等の名称及び所在地
- 2 認定事項変更の場合、変更事項
- 3 変更・認定取下げ理由
- 4 変更・認定取下げ年月日
- 5 添付資料

(別紙様式 14 検査体制の変更届 (食肉衛生検査所等))

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

台湾向け輸出牛肉取扱施設の検査体制の変更に係る届出

「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」に基づき、下記の認定と畜場等の検査体制の変更について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定と畜場等の名称及び所在地、食肉衛生検査所等の名称及び所在地
- 2 変更事項
- 3 変更理由
- 4 変更年月日
- 5 添付資料

別添 1 施設、設備等の構造及び材質基準

第 1 施設の周囲

- 1 施設は、異臭、煙、塵埃等の汚染物質の影響を受けない場所にあり、食品以外の工場又は建物と完全に分離されていること。
- 2 施設の周囲の地面は、清掃しやすい構造であって、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するために、必要に応じ次の措置がとられていること。
 - (1) 敷地内の道路、駐車場、建物の出入り口周辺は舗装され、車両の運行に支障を生じないこと。
 - (2) 雨水等を排水するための排水溝が設けられていること。
- 3 施設に出入りする車両のタイヤの消毒を十分に行うための設備を設けられていること。

第 2 施設及び設備の構造及び材質

1 生体取扱施設

(1) 一般事項

生体取扱施設は、けい留所、生体検査所及び隔離所を有すること。

また、異なる種類の家畜を取り扱う施設と物理的に明確に分離され（異なる種類の家畜を取り扱う場合において、全ての作業工程で、異なる種類の家畜を取り扱うことにより起こりうる交差汚染を防止するための適切な措置がとられている場合を除く。）、以下の条件を満たすこと。なお、壁等による明確な物理的分離の他、適切なゾーニングや十分な洗浄消毒を伴う時間区分管理等による措置も可とする。

ア 給水及び給湯設備

- (ア) 使用水（水道水又は飲用に適する水をいう。）を十分に、かつ、衛生的に供給できる設備を適切に配置するとともに、給水設備には必要に応じ逆流防止装置を備えていること。
- (イ) 井戸水及び自家用水道を使用する場合、その水源は、便所、汚物集積所等の地下水を汚染するおそれのある場所から少なくとも 15m 以上離れた場所に設けられていること。
- (ウ) 井戸水及び自家用水道を使用する場合は、滅菌装置又は浄水装置が備えられており、これら装置の作動状況を確認する警報装置等が備えられていること。
- (エ) 貯水槽を設ける場合は、不浸透性及び耐蝕性の材料を用い、内部は清掃が容易な構造であること。
- (オ) 洗浄及び消毒用に 83℃以上の温湯を供給できる設備が作業する近くの便利な場所に備えられていること。
- (カ) 洗浄用ホースの給水給湯栓を適切かつ便利な位置に設け、ホースを掛ける適当な棚又は枠が備えられていること。
- (キ) 使用水以外の水の配管は、事故による使用水の汚染を防止するた

め、使用水の配管と交差せず物理的に分離されていること。

イ 床、屋根

(ア) 床は、不浸透性及び耐蝕性の材料を用い、排水に容易な適当な勾配をつけ、すき間がなく、清掃が容易な構造であること。

(イ) 耐水性の屋根が設けられていること。

ウ 生体検査所

生体検査所は生体検査を行うための十分な広さを有し、検査に必要な器具、計量及び保定に必要な設備が備えられており、照度は110ルクス以上であること。

エ 隔離所

隔離所には、隔離された獣畜の汚物及び汚水を消毒することのできる設備が備えられていること。

2 とさつ及び解体をする施設

(1) 一般事項

とさつ及び解体をする施設にはと室、内臓取扱室、外皮取扱室、検査室、枝肉冷蔵室及び可食副生物用冷蔵室を設け、これらが衛生的に行われることが確保される位置に配置されるとともに、と室、内臓取扱室、外皮保管室については、各室に直接室外へ通じる出入り口が設けられていること。

また、異なる種類の家畜をとさつし、解体し、分割し、又は細切する施設と物理的に明確に分離されていること（異なる種類の家畜をとさつし、解体し、分割し、又は細切する場合において、全ての作業工程で、異なる種類の家畜のとさつ等することにより起こりうる交差汚染を防止するための適切な措置がとられている場合を除く。）。なお、壁等による明確な物理的分離の他、適切なゾーニングや十分な洗浄消毒を伴う時間区分管理等による措置も可とする。

加えて次の要件を満たすこと。

ア 床、内壁、天井等

(ア) 床は、不浸透性及び耐蝕性の材料を用い、排水を容易に行うことができるよう適当な勾配をつけ、すき間がなく、清掃が容易な構造であること。

(イ) 内壁は、すき間がなくその表面が平滑で不浸透性及び耐蝕性の材料が用いられていること。

(ウ) 施設の天井は、適当な高さを設け、平滑で不浸透性及び耐蝕性の構造並びに材料であること。また、各種配管、照明器具等は露出しない構造であること。ただし、やむをえずこれらが露出している場合にあっては、清掃が容易に行える措置がとられていること。

(エ) 内壁と床の境界は、清掃及び洗浄が容易な構造であること。

(オ) 水蒸気、熱湯等が発生する場所等の壁及び天井は、必要に応じ、その表面が結露、カビの発生等を防止できる構造であること。

(カ) 施設の出入り口は、自動閉鎖式の扉を設けた耐蝕性の材料が用いられていて、扉と壁のつなぎ目は密閉されていること。また、と体及び製品

との接触を防ぐために十分な幅を設けること。

イ 照明及び換気

- (ア) 施設の採光、照明及び換気は良好で、これらの装置が作業に支障のない場所に設置されていること。
- (イ) 作業室での照明の照度は 200 ルクス以上、検査場所での照度は 500 ルクス以上であること。
- (ウ) 照明装置の破損、落下等による汚染の防止措置がとられていること。

ウ 給水及び給湯設備

- 1 (1)のアに同じ。

エ 汚水及び汚物処理

- (ア) 作業が行われる区域には、排水溝を適切な位置に設け、排水溝にはトラップが備えられていること。
- (イ) 各排水管は、直接排水溝と接続し、床に排水することのない構造であること。
- (ウ) し尿処理の排水経路と他の排水経路は、当該施設内で接続していないこと。
- (エ) 施設内には、蓋を有し、清掃しやすく、汚臭汚液が洩れない不浸透性の材料で作られた無孔の汚物収納容器が用意されていること。また、当該容器は汚物の集積場に容易に運搬できるものであること。

オ 器具洗浄及び消毒室

運搬車、器具容器等の洗浄及び消毒のために便利な位置に仕切りをした洗浄、消毒室又は洗浄、消毒場所が設けられていること。

カ ねずみ、昆虫等の侵入防止

ねずみ、昆虫等の侵入を防止するために、次の措置が講じられていること。

- (ア) 外部に開放される窓及び吸排気口には金網等を設け、また、排水口には鉄格子を設ける等、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための有効な措置が講じられていること。
- (イ) 外部からの戸口には、自動閉鎖式の扉（扉と壁のつなぎ目は密閉されていること。）等を設ける等、ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備が備えられていること。

キ 手洗所

- (ア) 手洗所は、従業員の数に応じた十分な数及び大きさのもので便利な場所に位置し、清潔であること。各手洗所には、手及び腕の洗浄用に給水及び給湯設備並びにステンレス等耐久性材質（作業場においては陶磁器製は不可。）からなる十分な大きさの受水槽を適当な高さに設け、液体石けん、紙タオル等を入れる容器及びこれらの廃棄用容器を配置していること。なお、各受水槽にはため水を張らないこと。
- (イ) 手洗い設備は、排水管により直接排水溝と接続していること。
- (ウ) 作業場の手洗設備は、足踏み式又は自動式のものであること。

ク 更衣室及び便所

- (ア) 更衣室及び便所は、従業員の数に応じた十分な数及び大きさのもので、
便利な場所に配置し、清潔であること。なお、と畜場と食肉処理施設の
更衣室及び便所は共用であっても差し支えないものとする。
 - (イ) 便所は、隔壁により他の場所と完全に区画され、作業場等の間に通路
等の控え区画を設け、便所の出入り口を設置すること。
- (2) 個別事項
- ア と室には、とさつペン、放血区域、解体区域（頭部処理場所、前後肢切離場所、
剥皮場所、内臓摘出場所及び背割り場所）、検査区域（頭部、内臓及び枝肉検査
場所）及び枝肉洗浄区域が設けられていること。
 - イ 切除した頭部を洗浄し、除角する設備が備えられていること。
 - ウ 外皮の剥皮を行う場所には、剥皮の際他のと体等への汚染防止のための設備が
備えられていること。
 - エ 内臓運搬具の消毒場所が備えられていること。
 - オ 枝肉の洗浄場所及び洗浄設備が備えられているとともに、洗浄液の飛散を防ぐ
措置が講じられていること。
 - カ とさつ解体後検査（頭部検査、内臓検査及び枝肉検査）を行う場所は、十分な
広さを有し、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 検査が容易かつ衛生的に実施できる構造及び材質のテーブルその他必要
な設備器具を設け、これらの洗浄及び消毒用に給水及び給湯設備が備えら
れていること。
 - (イ) 検査用器具及び手指の洗浄及び消毒用の給水並びに給湯設備が備えられ
ていること。
 - (ウ) 保留用レールが備えられていること。
 - (エ) 背割後の枝肉の最終検査を行う上で適当な大きさの室又は場所が設けら
れていること。
 - キ 内臓取扱室では、食用部分を取り扱う場所と非食用部分を取り扱う場所は別
にし、かつ、これらの場所は適切に配置されていること。
 - ク 外皮保管室は、外皮の移動の際にと体、内臓等へ影響を及ぼさない位置に設け
られ、食品とは別の搬出口から、施設外に搬出される構造であること。
 - ケ 枝肉冷蔵室のレールは、枝肉が床、壁及び機械設備に接触しないよう十分な高
さ及び間隔を設けて設置されていること。
 - コ 枝肉冷蔵室は、枝肉の製品検査が可能な広さを有し、施錠できる構造の保留ケ
ージが設けられていること。

3 食肉処理施設

(1) 一般事項

食肉処理施設は、牛専用の室又は場所を有し、作業、運搬及び全ての必要な
器具の配置に支障のない広さであることのほか、2（1）一般事項と同様の要
件を満たすこと。

(2) 個別事項

ア 枝肉から部分肉までを処理する場所及び牛肉を細切する施設にあっては

部分肉を細切する場所は、原料の荷受、製品の搬出のために施設外に直接通じる構造でなく、室内を 15℃以下に保持できる冷却装置が備えられていること。

イ 製品保管用の専用の冷蔵庫が備えられていること。

ウ 包装梱包材料の保管庫を便利な位置に設け、包装梱包材料は、床上 0.3m 以上の高さに棚を設け保管されていること。

エ ナイフの洗浄、消毒用に 83℃以上の温湯を供給できる設備が備えられていること。

4 污水处理施設

当該施設から排出される污水及び血液を処理するための污水处理施設がとさつ及び解体をする施設、食肉処理施設等から適当な距離の位置に設けられていること。

5 汚物処理施設

(1) 汚物の集積場は、とさつ及び解体をする施設並びに食肉処理施設に設けられており、不浸透性の材料で構築されていること。

(2) 汚物の集積場に配置される汚物収納容器は蓋を有し、清掃しやすく、不浸透性の材料で作られた汚臭汚液が洩れない構造であること。

第3 機械及び器具の構造及び材質

機械器具等は容易に分解、洗浄及び消毒ができる構造であり、牛肉及び食用内臓等に接触する面は、全て平滑でひび割れがないことのほか、次の要件を満たすこと。

1 一般事項

(1) 内臓検査テーブル等牛肉及び食用内臓が接触する部分の材質は、全て 18-8 ステンレススチール等の耐蝕性金属、衛生上支障のないプラスチック等であること。

(2) コンベアー式内臓検査台は、自動的にコンベアーを消毒する装置が備えられていること。

(3) 溶接箇所は、すき間がなく平滑で、凹凸、ひび割れがないこと。

(4) 固定し、又は移動できない器具類は、壁又は天井から適当な距離に配置されていること。

(5) 永久据付設備は、床から適当な距離に配置するか、又は完全に床面に密着していること。

(6) 水を使用するテーブル及びその他の器具は、縁を付して水が床に落ちない構造であること。

(7) ナイフ及びやすりの柄はプラスチック製であり、鞘は耐蝕性の金属、その他不浸透性の材料であること。

(8) 骨及び肉切り台は、衛生上支障のないプラスチック等で作られ、台は小部分に分割できるもので洗浄及び消毒の容易なものであること。

(9) 消毒器の材質は、耐蝕性の金属、その他不浸透性の材料からなるものであること。

(10) 食用及び非食用に区分し、その旨を明記した洗浄容易な運搬具、取扱用器具、

棚、容器、テーブル等を設けること。なお、食用部分を収容する運搬具、容器、テーブル等は直接床に設置する構造ではないこと。

- (11) その他牛肉及び食用内臓が直接接触しない金属製の機械、設備等にあつては、ニッケル、錫、亜鉛メッキ等耐蝕及び防錆処理が施されていること。

別添 2 衛生管理基準

第 1 施設、設備等の衛生管理

1 施設周囲の衛生管理

- (1) 施設周辺は、毎日清掃する等、良好な衛生状態を保持すること。
- (2) 施設敷地内の道路、駐車場、建物の出入り口周辺の舗装に破損を生じた場合には、補修すること。
- (3) 排水溝は、毎日清掃する等、排水がよく行われるように保つとともに、必要に応じ補修を行うこと。

2 施設及び設備の衛生管理

- (1) 施設の天井、内壁、床は、必要に応じ補修するとともに、随時清掃を行うこと。
- (2) 各種配管、ダクト等は、定期的に点検し、正常な状態を保持するとともに随時清掃を行うこと。
- (3) 照明器具は定期的に清掃するとともに、照度は半年に 1 回以上測定し良好な照明を確保すること。
- (4) 換気装置は定期的に清掃するとともに、吸排気管の状態を点検し、良好な換気を確保すること。

3 給水給湯設備の管理

次により使用水の管理を行うこと。

- (1) 使用水として飲用に適する水を使用する場合にあっては、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品 B 食品一般の製造、加工及び調理基準の 5 の表の第 1 欄に掲げる項目（又は水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる項目）について、年 1 回以上水質検査を行い、その成績書を 3 年間保存すること。ただし、天災等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
- (2) 水質検査は、公的機関に依頼して行うこと。また、水質検査の結果、飲用に適さない場合は直ちに検査員等の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (3) 使用水として飲用に適する水を使用する場合にあっては、毎日殺菌装置又は浄化装置が正常に作動していることを確認し、その旨を記録すること。なお、これらの水の消毒は、次亜塩素酸ソーダ又は塩素ガスを用い、末端給水栓で遊離残留塩素 0.1ppm 以上とし、遊離残留塩素の測定は、毎週 1 回定期的に行い、その測定結果を記録した上で 3 年間保存すること。
- (4) 貯水槽は、清潔を保持するため、年 1 回以上清掃を行うこと。
- (5) 洗浄及び消毒に用いる温湯は、使用水を加温加熱したもので、給湯を必要とする全ての施設に十分な圧力で行きわたるように給湯設備の維持管理を行うこと。
- (6) 器具、床、内壁その他の消毒に用いる温湯の温度は、最低 83℃を保持するとともに、洗浄に用いる場合は約 60℃を保持すること。なお、これらの温度は、

給湯口での温度であり、使用に便利な位置に温度計を備え温度管理をすること。

4 汚水、汚物及び不可食部分の管理等

- (1) 当該施設において排出される汚水、血液等は、汚水浄化施設を設け適切に処理すること。
- (2) 浄化施設から産出される汚泥等は適正に処理すること。
- (3) 定期的な汚水浄化施設の点検により浄化能力の維持管理を行い、管理記録を3年間保管すること。
- (4) とさつ及び解体をする施設において、獣畜をとさつし、及び解体をすることにより生じる不可食部分は専用容器に収納し、作業終了後当該施設で焼却するか、化製場へ搬出すること。
- (5) と畜検査の結果不合格となったもので、伝染病の罹患により廃棄されたものは、専用容器に収納し作業終了後検査員立会いの下で当該施設において焼却するか、検査員立会いの下で焼却施設等へ搬出する等、適切に処理すること。また、伝染病の罹患以外により廃棄されたものは、検査員立会いの下で当該施設において焼却するか、検査員立会いの下で着色後化製場へ搬出すること。
- (6) 食肉処理施設における骨の除去及びカット作業において生じる不可食部分については、専用容器に収納し、作業終了後当該施設で焼却するか、化製場へ搬出すること。
- (7) 食肉処理施設において検査員等の指示により廃棄されるものは、専用容器に収納し、作業終了後検査員等立会いの下で当該施設において焼却するか、検査員等立会いの下で着色後化製場へ搬出すること。
- (8) その他雑廃棄物については、当該施設で焼却するか、焼却施設等へ搬出すること。
- (9) 不可食部分、不合格品及び廃棄物を収納する容器は、その用途を表示した上で使用すること。
- (10) 廃棄物の処理を行った場合は、その内容を記録して3年間保管し、検査員等に求められた場合に速やかに提示すること。

5 冷蔵庫及び冷凍庫

- (1) 温度計を備え付け適切な温度管理を行う等、冷蔵庫、冷凍庫の作動状況を常に監視し適正な温度を保持すること。
- (2) 枝肉を冷蔵庫に保管する場合は、枝肉間の接触を防ぐため冷蔵庫の収容能力に見合った数の枝肉を保管し、製品を冷蔵庫又は冷凍庫に保管する場合にあつては、冷蔵庫又は冷凍庫の収容能力に見合った数の製品を保管すること。
- (3) 冷蔵庫への搬入は、枝肉の洗浄水の水切りを十分行った上で行い、定期的にかつ、必要な場合には、随時冷蔵庫の清掃を実施し、枝肉の衛生を保持すること。
- (4) 冷蔵庫及び冷凍庫の扉の開閉は、迅速に行い、かつ、必要最小限にとどめること。

6 消毒剤等

(1) 使用消毒剤等の承認

と畜場及び食肉処理施設の設置者は、施設内及び施設周辺で使用する全ての消毒剤等（消毒剤、洗浄剤、殺虫剤、殺鼠剤、農薬等）について、リストを作成し、食肉衛生検査所等に提出して、その承認を得ること。

(2) 承認を得た消毒剤等の使用及び保管

ア 消毒剤等の使用に当たっては、その使用基準に基づき、適正に使用すること。

イ 消毒剤等は、保管場所を定め、食肉衛生検査所等に届け出るとともに保管及び管理簿を作成して、記録すること。

7 ねずみ、昆虫等の管理

ねずみ、昆虫等の管理は、次のとおり行うこと。

(1) ねずみ、昆虫等の発生を防止するために、餌や飲水となるものの排除及びねずみ、昆虫等の巣や隠れ家となる屑等の除去を随時行うこと。

(2) 施設外部からのねずみ、昆虫等の侵入を防止するために窓や換気口に網戸の設置、施設外部からの戸口に自動閉鎖式ドアの設置や昆虫を引き寄せる紫外線を放射する機器の設置等の施設及び設備の整備を行うこと。

(3) これらの設備に対し定期的な点検を実施し、補強修理等施設設備の維持管理を行うこと。

(4) 施設外から搬入される物品の梱包箱等に入り込んだ昆虫等の侵入を防止するため、当該物品の荷受け時に、昆虫等の有無の点検を行うとともに、不要となった梱包箱等は速やかに焼却等の処置を施すこと。

(5) 駆除の記録は3年間保管すること。

(6) 衛生管理責任者は、殺虫剤等によるねずみ、昆虫等の駆除について、あらかじめと畜検査員等と協議の上、「ねずみ及び昆虫管理プログラム」を策定し、承認された薬剤を用いて、定められた使用基準により、定められた者が行うこと。

(7) 駆除実施区域については、牛肉への薬剤の汚染を防止すること。

第2 衛生的なとさつ、解体、分割、細切等

1 生体取扱施設並びにとさつ及び解体をする施設における設備の維持管理及び衛生保持については、次のとおり行うこと。

(1) 共通事項

ア 搬入された牛は、生体検査前に洗浄を行い、清潔を保持すること。

イ と室の設備は、常に保守点検を行うとともに、随時清掃を行い、衛生的状態を保持すること。

ウ 放血に当たっては、血液が飛散して他のと体、内臓等を汚染しないように衛生的な処理を行うこと。

エ 解体レールに懸垂された枝肉は、壁や機械器具に接触しないように移動させること。

オ 解体作業台は、枝肉移動に支障のない位置に配置すること。

カ 解体処理室内に汚物用容器を備え、汚物等を収納することにより室内を清

潔に保つこと。

キ と畜検査が完了するまで、枝肉と内臓は突合可能であること。

ク ある個体の枝肉の検査が終わる前に、既に検査が終了した当該個体の内臓を、同じく既に検査が終了している他の個体の内臓と同じ容器に集める場合、当該個体の枝肉が一つでも検査不合格となった場合、当該個体の内臓を含む容器又は含む可能性がある容器の内臓は全て検査不合格として取り扱うこと。

ケ とさつ及び解体をする施設内においては、清潔区、汚染区等の区域を明確に定め、作業動線（製品及び作業員の動線をいう。）は、交差汚染が最小限となるようにすること。

（２） 個別事項

ア けい留した牛の汚物等は、随時汚物集積場等に運搬するとともに、けい留所の洗浄消毒を行い、清潔を保持すること。

イ 生体検査において歩行困難と判断された牛については、認定と畜場等内においてとさつ及び解体を行わないこと。

ウ 頭蓋内に空気を注入する方法によるスタンニング及びピッシングは行わないこと。

エ とさつ及び放血は、施設設備の規模に応じた数、速度で行い、放血区域に牛が密集しないようにすること。

オ 頭部や内臓等の切除摘出及び外皮の除去作業等に当たっては、次に留意すること。なお、頭部、脊髄及び回腸遠位部の除去、分離及び廃棄については、別添３「HACCP方式による衛生管理実施基準」によること。

（ア） 角の除去については、角は起部の皮膚と共に除去し、剥皮後、皮膚が頭部に残り頭部が汚染されるのを防ぐこと。

（イ） 頭部の剥皮については、頭部及び頸部の汚染を避け、剥皮した頭部に他のと体、床及び機械器具を接触させないこと。

（ウ） 頭部の切断については、食道を結さつし胃内容物による汚染を防止すること。

（エ） 頭部の洗浄については、洗浄水による他の個体の頭部やと体への汚染を防止すること。

（オ） 頭部の剥皮に用いるナイフ及びその他器具は、１頭ごとに洗浄消毒すること。

（カ） と体の剥皮時には、獣毛による汚染を防止すること。

（キ） 剥皮したと体が隣接すると体の皮膚、皮による汚染を防止するため、と体間は十分な距離を保持すること。

（ク） 乳房は、その内容物によりと体が汚染しないように除去するとともに、乳房内容物による壁、床及び機械器具の汚染を防止すること。

（ケ） と体が乳房内容物で汚染された場合には、他の部位の汚染防止措置を迅速かつ適切に行うとともに、乳、膿等の汚物及び必要に応じ清潔な部位のみが残るように十分な量の当該部位の除去を行うこと。

- (コ) 内臓摘出時に開腹に用いるナイフ等の器具は、1頭ごとに常に洗浄消毒すること。
- (サ) 内臓は、肛門部分を結さつする等、尿、糞その他内容物によりと体が汚染しないように摘出するとともに、消化管内容物による壁、床及び機械器具の汚染を防止すること。
- (シ) 枝肉が消化管内容物で汚染された場合には、汚染された部位を完全かつ迅速に除去し、他の部位の汚染防止についても適切に措置すること。
- (ス) 背割りの前に全ての汚染及び損傷を除去し、のこ等の背割り器具を介する汚染の拡大を防止すること。
- (セ) 背割りを行う場合には、頸部と床との接触を防ぐとともに、疾病の疑いのあるもの、検査保留のもの及び疾病が明らかなものの背割りを行った後においては、その都度、背割り器具の消毒を必ず行うこと。
- (ソ) 枝肉に付着した獣毛、ゴミその他を除去するために枝肉の洗浄を十分に行うこと。この場合、洗浄水の飛散により他の枝肉が汚染しないように処置するとともに、洗浄水の水切りを十分に行うこと。なお、枝肉の洗浄を行う場合は、必ずと体検査が終了して合格と判明した後に行うこと。

カ 既にと畜検査を終えた他の枝肉、内臓等への接触を防止する措置をとること。

キ 台湾に輸出する枝肉及び内臓の洗浄は、使用水のみを使用し、殺菌目的で枝肉及び内臓に食品添加物を用いないこと。

ク 外皮保管庫は、常に清潔を保持し、衛生的に外皮を保管すること。

ケ BSE感染牛が発見された場合には、あらかじめ作成された消毒マニュアルに基づき施設設備、機械器具等について消毒措置等を確実に行うこと。

2 食肉処理施設における設備の維持管理及び衛生保持については、次のとおり行うこと。

- (1) 作業に使用するナイフ、まな板等の器具は処理する牛肉の部位、処理内容別に適当な大きさと専用のものを用いること。
- (2) 牛の脊柱の除去、分離及び廃棄については、別添3「HACCP方式による衛生管理実施基準」によること。
- (3) 牛の脊柱に付着した牛肉を機械的に分離及び回収する設備を使用しないこと。
- (4) 給水給湯設備は使用に便利な場所に配置し、器具、手指等の洗浄消毒を行うこと。
- (5) 使用した器具は、洗浄消毒後に専用の棚等に保管すること。
- (6) 汚物等の廃棄物は、随時専用容器に収納し、これらによる汚染を防止すること。
- (7) 製品の鮮度を維持するために冷房装置等により室温を15℃以下とすること。
- (8) 包装梱包材料の保管庫は、随時清掃するとともに、包装梱包材料を整理し衛生的に保管すること。

- (9) 食肉処理施設内においては、清潔区、汚染区等の区域を明確に定め、作業動線（製品及び作業員の動線をいう。）は、交差汚染を最小限となるようにすること。
- (10) 台湾に輸出する製品には、殺菌目的で食品添加物を用いないこと
- (11) 製品を保管する際は、台湾向けの製品とその他の製品を明確に区分して管理すること。

3 製品の保管及び輸送

- (1) 製品は床へ直接置くことを避け、衛生的に保管すること。また、壁から 5 cm 以上離して保管し、パレットを製品の上に直に乗せないこと。
- (2) 製品出荷時には、製品の適切な保管温度に影響を与えないよう、出荷エリアの温度管理の実施又は速やかに輸送車両等へ積載する手順を文書化する等製品の安全性を確保するための措置をとること。
- (3) 製品の輸送に使用する運搬車両又はコンテナは、製品の積載前に、適切な温度であること及び清掃状態の確認を行い、記録を作成すること。
- (4) 牛肉の細切を行うため、認定と畜場等の敷地内にある別棟の認定併設食肉処理施設又は認定非併設食肉処理施設へ牛肉を運搬又は輸送する場合は、個包装するなど牛肉の汚染を防ぐための措置を講じるとともに適切に温度管理を行うこと。

第3 衛生管理体制

1 衛生管理責任者の設置義務

と畜場等の設置者は施設、設備等の衛生管理を行わせるために衛生管理責任者を置き、衛生的な方法を用いて、健全な製品を供給するよう管理させなければならない。

(1) 誓約

認定を受けようとする畜場及び食肉処理施設の衛生管理責任者は、本認定要綱に係る施設設置者側に関する全ての規定を厳重に遵守する旨の誓約をし、実際に施設を衛生的な状態に維持することを保証しなければならない。

(2) 教育及び訓練

衛生管理責任者は、牛肉の適正な取扱方法と衛生的な処理方法について、従業員に対し教育及び訓練をしなければならない。

2 作業前点検

衛生管理責任者は、作業前に施設及び設備の洗浄が十分に行われていて、作業を開始することが適当であるかどうか点検し、全ての衛生基準を満たしている場合でなければ、作業を開始させてはならない。

第4 人道的な獣畜の取扱い及びとさつ

- 1 けい留所、導入路等は、獣畜に危害を与えないように必要に応じて修理補強を行い、その維持管理に努めること。
- 2 けい留所は、獣畜が休めるよう十分な空間を有し、清潔な水を十分にかつ衛生的に供給できる設備を適切に配置すること。

- 3 とさつペン室へ獣畜を追い込む際の獣畜に与える刺激、苦痛等は最小限なものであること。
- 4 スタンナーによりとさつ処理を行う際には、1回の打撃で獣畜を無意識の状態にし、以後放血作業まで無意識の状態を保持させること。
- 5 スタンナーの整備を定期的に行い、その性能を保持すること。
- 6 スタンナーには安全装置を設けるとともに、使用に当たっては検査員、作業員に危害を与えないよう取り扱うこと。
- 7 上記1から6を満たしていないことを、検査員に指摘された場合は、その指示に従い処理方法等を改善すること。

別添3 HACCP方式による衛生管理実施基準

第1 標準作業手順書

- 1 認定と畜場等は次の規定にしたがって「衛生管理の方法に関する標準作業手順書（Sanitation Standard Operating Procedures）」（本要綱において「SSOP」という。）を作成し、実施するとともに、必要な改訂を行い、維持管理すること。

2 SSOPの作成

- (1) 認定と畜場等は、SSOPに牛肉の直接的な汚染又は粗悪化を防止するために毎日作業前及び作業中に実施する手順を記載すること。また、SSOPの中には、食品が直接接触する設備、装置、機械及び器具の作業前の洗浄及び消毒について具体的な方法、回数等を記載すること。
- (2) 認定と畜場等は、本基準にしたがってSSOPの記載通りに実施し、管理する責任を明確にするため、作成したSSOPに、衛生管理責任者が署名し、署名した日付を記載すること。
- (3) 認定と畜場等は、本規定の施行日及びその後改訂した場合は、SSOPに改訂した旨、改訂した者の氏名及び日付の記載を行うこと。
- (4) 認定と畜場等は、各手順の実施に関する責任者を特定し、SSOPに記載すること。

3 SSOPの実施

- (1) 認定と畜場等は、SSOPの手順を遵守すること。
- (2) 認定と畜場等は、SSOPの手順が遵守されているかどうかについて毎日モニタリングすること。

4 SSOPの維持管理

認定と畜場等は、SSOPに基づく衛生管理の実施による牛肉の汚染防止効果を定期的に評価するとともに、施設内の設備、装置、機械、器具、作業方法及び責任者の変更に応じてSSOPを最も衛生管理効果のあるものに改訂し、最新のものを維持管理すること。

5 改善措置

- (1) 認定と畜場等又はと畜検査員等が、牛肉の汚染等を防ぐため当該施設のSSOPの内容、実際に行われた衛生管理の方法が不適切であると判断した場合、認定と畜場等は適切な改善措置を講じること。
- (2) 改善措置には、以下の事項を含むこと。
 - ア 汚染の疑いのある牛肉を適切かつ確実に除去し、又は廃棄する手順
 - イ 機械、器具等を衛生的な状態へ回復するための手順
 - ウ 牛肉の汚染等の再発防止のためのSSOPの適切な改訂
 - エ その他必要な措置

6 記録

- (1) 認定と畜場等のモニタリングに関する責任者は、毎日、SSOPの各手順の実施、モニタリング結果及び改善措置の実施について記録し、記録した者が氏名及び日付を記入すること。

- (2) 記録は、と畜検査員等が閲覧できる状態で1年以上保管すること。また、当該記録は全て作成後最低2日間は認定と畜場等内に保管し、それ以後は、と畜検査員等がその要請から1日以内に閲覧できることを条件に、現場以外に保管できるものとする。

第2 HACCPシステムを用いた自主衛生管理

1 定義

この規定において、以下の定義を適用する。

- (1) 改善措置
逸脱が起きたとき、引き続いてとられる措置
- (2) 重要管理点
牛肉等の処理加工において、その部分を衛生的に管理することにより食品の安全性を損なうおそれのある危害を防止し、除去し、許容範囲内に納めることができる工程中のある時点、ある段階又は工程そのもの
- (3) 管理基準
特定の食品の安全性を損なうおそれのある危害の発生を防止し、除去し、許容範囲内に収めるために、重要管理点において管理しなければならない生物学的、科学的、物理的危険の最高値又は最低値
- (4) 食品の安全性を損なうおそれのある危険（危険）
安全でない食品を消費することにより起こる生物学的、化学的、物理的特性
- (5) 防止措置
特定の食品の安全性を損なうおそれのある危険の発生を防止するための化学的、物理的又は他の方法
- (6) 危険分析
原材料及び処理加工の段階で、食品の安全性を損なうおそれのある危険を明らかにし、これらの起こりうる可能性、起きた場合の被害の重篤性を評価すること
- (7) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Points)
食品の安全性を保証するため、特異的な危険要因及びそれらを管理するための防止措置を明らかにすることによる危険分析及び重要管理点監視からなる衛生管理手法のこと
- (8) HACCP計画
HACCP原則に基づく、特定の工程又は手続きの管理を保証するために従わなければならない事項を文書にした計画
- (9) HACCPシステム
HACCP計画に基づく実施中のHACCPのこと
- (10) モニタリング
重要管理点が適切に管理下にあるかどうか評価するとともに、将来、検証を実施する際の正確な記録を作成するため、計画された一連の観察又は測定
- (11) 施設内責任者

施設の処理加工現場にいる全体責任者、又はより高い地位の管理職

2 危害分析及びHACCP計画

(1) 危害分析

ア 認定と畜場等は、科学的な根拠に基づき、製造工程で発生する可能性のある食品の安全性を損なうおそれのある危害要因を特定するため危害分析を実施し、その危害の防止措置を定めること。

イ 危害分析では、当該施設への搬入前、搬入時（とさつ、解体、処理等）及び搬入後の全ての工程において発生する可能性がある全ての危害を分析すること。

ウ 危害は、過去にその施設で発生したことがあるか、又は適切な管理対策が実施されなければ発生する可能性があり、施設が管理できるものであること。

エ 認定と畜場等は最終的に牛肉になるまでのとさつ、解体及び処理の各工程の流れを記載したフローチャートを作成すること。また、危害発生防止のため、重要管理点において定める管理基準設定の際に特に留意しなければならない場合は、想定される牛肉の用途（喫食方法等）又は販売等の対象とする消費者層を特定すること。

オ 危害要因には、以下のものが含まれていること。なお、（サ）は牛を扱う場合に限る。

- （ア） 天然毒素
- （イ） 微生物学的汚染物質
- （ウ） 化学的汚染物質
- （エ） 農薬
- （オ） 残留動物用医薬品
- （カ） 人畜共通感染症
- （キ） 腐敗
- （ク） 寄生虫
- （ケ） 食品添加物の不適切な使用
- （コ） 物理的危害
- （サ） 特定危険部位（脊柱を含む。）

(2) HACCP計画

ア 認定と畜場等は、製造される牛肉（本要綱において「製品」という。）ごとに危害分析を行った後、当該製品についてHACCP計画を文書化し、その計画を実施すること。

イ ただし、複数の異なった製品でも次の（3）で定める特定及び実施が義務づけられる危害要因、重要管理点（本要綱において「CCP」という。）、管理基準、その他の手順が同一であり、適切に計画に記載され、モニタリングされる場合は、単一のHACCP計画により実施できるものとする。

(3) HACCP計画の内容

HACCP計画は、次の要件を満たしていること。

ア 危害要因及び工程ごとの危害の防止措置を明示すること。

イ 特定された各々の危害の防止措置のうち、次のCCPを明示すること。

(ア) 当該施設外から持ち込まれる危害及び当該施設内で発生する可能性のある危害の防止を目的とするCCP

(イ) 当該施設への搬入前、搬入時、搬入後に発生する危害の防止を目的とするCCP

ウ 各CCPで遵守しなければならない管理基準を明示すること。

エ 各CCPにおいて管理基準が常に確実に遵守されていることを連続的な又は相当の頻度で確認するための測定方法（モニタリング方法）を明示すること。

オ CCPにおいて管理基準からの逸脱があった際に実施される、下記の3に規定する改善措置を明示すること。

カ 下記4に規定する認定と畜場等による検証の方法及びその実施頻度を明示すること。

キ 下記の5に規定するCCPにおけるモニタリングの記録方法を明示すること。当該記録は、モニタリング時における実際の数値、観察事項、実施担当者を含むものとする。

(4) HACCPへの署名及び日付の記載

ア HACCP計画には、認定と畜場等がHACCP計画を記載通りに実施し、管理する責任を明確にするため、当該施設内責任者が署名し、日付を記載すること。

イ HACCP計画では、以下の時点で署名及び日付を記入すること。

(ア) HACCP計画の施行日

(イ) 改訂時

(ウ) 下記の4(1)ウに定めた最低年1回のHACCP計画の再評価時

(5) 認定と畜場等が上記(2)により定めるHACCP計画を作成しているにも関わらず、当該計画を実施しない場合又はその他の規定にしたがって作業をしない場合、そのような状態で製造された製品は、と畜検査員等により不衛生な製品と判断されること。

3 改善措置

(1) HACCP計画の文書には、各CCPにおいて管理基準から逸脱した際の改善措置、その実施責任者を明記すること。管理基準からの逸脱とは、人の健康に有害であること、粗悪な製品を製造すること等であり、改善措置は、次の要件を満たすものであること。

ア 逸脱の原因を特定し、これを排除するために実施すべき改善措置

イ 改善措置実施後のCCPの管理方法並びに管理状態が正常に戻ったと判定する検証方法及び検証結果

ウ 再発防止のための対策

(2) 明記された改善措置によって逸脱が解消されない場合又はその他の予想外の

危害が発生した場合、当該施設は以下の措置を実施すること。

ア 最低でも次のイ及びウの要件が満たされるまでは、危害の影響を受けた製品を他の製品と分離し、保管すること。

イ 当該製品の流通の是非を判断するための評価を実施すること。

ウ 当該製品については、必要に応じて、製品を販売しないようにする措置を実施すること。

エ 下記 7 に定める講習を受けた者は、再評価を実施し、新たに特定された管理基準の逸脱又はその他の予想外の危害についての検討が H A C C P 計画に盛り込まれているかを判断すること。

(3) 全ての改善措置については、下記 5 に定める要件に従って記録すること。また、下記 4 (1) イ (ウ) に従って検証した場合についても記録すること。

4 確証、検証、再評価

(1) 認定と畜場等は、危害分析において特定された危害が H A C C P 計画で適切に防止されていることを確証すること。また、当該計画が効果的に実施されていることを検証すること。

ア 施行時の確証

危害分析及び H A C C P 計画の作成が完了した時点で、認定と畜場等は、H A C C P 計画が目的通り危害の発生防止に機能するかを判断するための確証方法として次の事項を実施すること。

(ア) C C P、管理基準、モニタリング方法、記録方法、改善措置の適正について繰り返し検査すること。

(イ) H A C C P システムに従って日常的に作成される記録自体の点検を行うこと。

イ H A C C P システムの検証

検証には以下の事項を満たすこと。ただし、これに限定されないこと。

(ア) 製造工程モニタリング (監視) 装置の保守点検 (計器の校正を含む。)

(イ) モニタリング及び改善措置の直接的な観察

(ウ) 下記 5 (1) ウに定める記録の点検

ウ H A C C P 計画の再評価

(ア) 認定と畜場等は、最低年 1 回、H A C C P 計画の妥当性を再評価すること。また、危害分析に影響を及ぼす場合や、H A C C P 計画を改訂する必要が生じた際には、H A C C P 計画の妥当性を再評価すること。

(イ) この改訂とは、原料及びその供給源、製品の組成、とさつ、解体及び処理加工方法、製造量、従業員、包装、最終製品の流通方法、最終製品の用途、消費者層等の変更のことであるが、これらに限定されない。

(ウ) 再評価は、下記 7 に定める講習を受けた者が実施すること。

(エ) 再評価によって当該計画が上記 2 (3) の要件に適合していないことが明らかになった場合は、直ちに H A C C P 計画を改訂すること。

(2) 危害分析の再評価

ア 危害分析によって危害が存在しないことが明らかになったため、HACCP計画を策定していない施設は、危害の発生するおそれのある変更が生じた際には危害分析の妥当性を再評価すること。

イ この変更とは、上記(1)ウ(イ)に定める変更と同様のものである。

5 記録

(1) 認定と畜場等はHACCP計画に関する以下に定める文書及び記録を作成し、維持管理すること。また、これらの文書等には、作成された日付を記載すること。

ア 上記2(1)に定める危害分析に関する文書、その他の補助文書

イ HACCP計画(危害分析、CCP、モニタリング及び改善措置)の文書、CCPの選定及び管理基準の設定における検討結果に関する文書、モニタリングと検証の手順及びこれらの手順の実施頻度の選定について説明する文書

ウ 施設のHACCP計画に記載されている実際の時間、温度その他の数量化可能な数値の記録を含むCCP及び管理基準のモニタリングに関する記録、製造工程モニタリング装置の保守点検(計器の校正)記録、改善措置の記録、検証方法及び結果の記録、製品名又はその他の表示、製造ロット等

(2) HACCP計画の記録事項は、現場において、当該計画に定めた時点で、記録日時とともに記入すること。また、当該記録を記入した施設の従業員は氏名又はイニシャルもあわせて記入すること。CCPの検証記録には、検証日時、検証結果を記載するとともに、検証者が署名を行うこと。

(3) 認定と畜場等は、製品を出荷する前に、全ての管理基準が遵守されたか、また必要に応じて製品の適切な廃棄等の改善措置がとられたかどうかを確認するため、上記(1)及び(2)に定めた当該製品の製造に関する記録を点検し、台湾向け輸出牛肉についてはその結果を記録した文書を作成すること。

当該作業は、記録の作成者以外の下記7に定めた講習を受けた者又は施設内責任者が実施し、日時の記入と署名を行うこと。

(4) 記録の保管

ア 認定と畜場等は上記(1)ウの記録をと畜検査員等が閲覧できる状態で1年以上保管すること。

イ 当該記録は、作成後半年間は製造現場に保管し、それ以後は、と畜検査員等の要請から1日以内に閲覧できることを条件に、現場以外に保管すること。

(5) と畜検査員等による評価

ア HACCP計画、作業手順、各工程の危害防止措置及び記録様式は、と畜検査員等に副本を提出し、評価を受けること。

6 不適切なHACCPシステム

認定と畜場等が以下の事項に該当する場合、当該施設のHACCPプランは不適切であると判定されること。

- (1) HACCPシステムが本規定の要件を満たしていない場合
- (2) 施設の従業員がHACCP計画に明記された業務を遂行していない場合
- (3) 施設が上記3に定める改善措置を実施していない場合
- (4) 施設が上記5に定めるHACCPの記録を維持管理していない場合
- (5) 管理基準を逸脱した製品が製造又は出荷されている場合

7 講習

以下に定める事項を遂行する者は、必ずしも施設の従業員である必要はないが、食肉及び食鳥肉製品の処理加工に対するHACCPの7原則の適用、HACCP計画の作成及び記録の評価についての講習を滞りなく修了している者とする。

- (1) 2(2)に定めるHACCP計画を作成すること。(特定の製品に対する一般的なHACCPモデルの適用を含む。)
- (2) 3に定めるHACCP計画の再評価及び改訂を行うこと。

第3 と畜検査員等による検証

1 SSOPの検証

- (1) と畜検査員等は、認定と畜場等が作成したSSOPに記載された衛生管理手順の妥当性及び効果を検証すること。
- (2) 検証は次の事項を満たしていること。
 - ア SSOPの評価
 - イ SSOPの手順、モニタリング及び改善措置の実施記録の点検
 - ウ SSOPの手順、モニタリング及び改善措置の現場での実際の査察
 - エ 微生物学的検査等による当該施設の衛生状態の評価
- (3) (2)ウの査察は、次の手順により実施すること。なお、査察は当該施設が行う作業前点検及び作業中のSSOPのモニタリングに同行して行うことができるものとし、同行の頻度は、施設の遵守事項違反の履歴、と畜検査員の所持する記録及びSSOPに関する記録等を考慮して決定すること。

ア 作業前点検

施設周囲、施設、設備及び器具の洗浄が適正であることを確認すること。特に製品が接触する部分、洗浄が困難で洗浄が十分に行われない設備について重点的に点検すること。なお、いずれかの部位に洗浄の不備又は不衛生な部位が発見された場合は、完全に再洗浄又は改善が行われない限り、作業を開始させてはならないこと。

イ 作業中点検

製品の取扱い、一般的な作業方法が衛生的であるか否か、すなわち、分割及び細切の方法、器具の消毒、手の洗浄、床の掃除、廃棄物の取扱い、従業員の不衛生な行動の管理、不可食部の取扱い等の状態を点検すること。

2 HACCPシステムの検証

- (1) と畜検査員等は、施設のHACCP計画が第2に規定した全ての要件を遵守しているかを評価することにより、HACCP計画の妥当性を検証すること。この検証には以下の事項を含むこと。

- ア HACCP計画の点検
- イ CCPの記録の点検
- ウ 管理基準の逸脱が起こった場合に実施される改善措置の内容及びその点検
- エ 管理基準の点検
- オ HACCP計画及びシステム関連のその他の記録の点検
- カ CCPにおける直接的な監視及び測定
- キ 製造現場の監視及び記録の点検

3 検証結果に基づく措置

検証の結果、当該認定と畜場等のSSOP、HACCPシステム等が不適切と判断された場合は、その内容を文書により衛生管理責任者に通知すること。衛生管理責任者は、その改善措置を文書により回答すること。

なお、と畜処理速度の加速による処理の不備、特定の動物の健康状態に鑑み、当該動物についてより詳細な検査を必要とする等の理由により、現在のと畜処理速度では十分な検査が行えないと判断された場合には、と畜検査員はと畜処理速度を落とすよう要求する権限を有する。

別添4 不正防止の基準

第1 不可食部及び廃棄物の管理

1 保留及び廃棄枝肉の管理

施錠できる保留用ケージの中に、「保留」又は「廃棄」のタグ（番号、日付、検査員の署名の記入されたもの）を付して保管し、検査員が施錠して管理すること。

2 不可食部及び廃棄物（動物用又は工業用原料となるものも含む。）については、専用の容器に収納し、当日中に全て施設から搬出すること。なお、当日中に搬出が不可能な場合には、施錠のできる専用の容器に収納し、搬出時まで検査員が施錠して管理すること。

3 不可食部及び廃棄物（動物用又は工業用原料となるものも含む。）を施設から搬出する場合は、食用品搬出口とは別の専用の搬出口から搬出すること。

第2 検査済証

台湾向け輸出牛肉の外装には別記様式1の検査済証を添付すること。なお、外箱への印刷のほか、ラベル等での貼付による添付も可能とする。

〔別記様式 1〕 検査済証



別添 5

輸出証明書発給システム又は電子メールによる 食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書の発行申請前の手続

輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合、申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書の発行申請手続

申請者は、牛肉を輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム又は電子メールを利用して食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等宛てに提出すること。なお、輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式 7－1 による衛生証明書発行申請書又は別紙様式 8－1 による原料食肉衛生証明書発行申請書は不要とすること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書の受取方法について、食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

別添 6

食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書発行に係る留意事項について

食肉衛生検査所等は、下記の事項に留意し食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書を作成すること。

また、輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記 2、3 の事項は自動的に処理され証明書が作成される。

- 1 食肉衛生証明書には検査員の署名と重ならないように公印を押印すること。また、当該証明書が複数枚にわたる場合には、当該証明書の全てのページに公印を押印し、署名を付すこと。
- 2 食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわたっても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ページ番号の記載方法は、例えば当該証明書が 3 枚組で当該ページが 1 ページ目の時は 1 / 3 と記載すること。
- 3 すでに発行した食肉衛生証明書、原料食肉衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「Issued in lieu of certificate No. (訂正前の証明書の発行番号) dated (訂正前の証明書の発行日)」と記載すること。(例 Issued in lieu of certificate No. 2200001 dated 31/1/2022)
※ 原料食肉衛生証明書の場合は、新しく発行される当該証明書の左上部に「(訂正前の証明書の発行日). 付け証明書番号 No. (訂正前の証明書の発行番号) の差し替え」と記載すること。(例 2022/1/31. 付け証明書番号 No. 2200001 の差し替え)

別紙TW-A1-1

(作成日：令和元年12月26日)
(最終更新日：令和7年5月27日)

台湾向け輸出牛肉の外装表示について

台湾向け輸出牛肉の外装表示については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

- 1 別紙の表示事項について、英語又は繁体字の中国語により、外装の目立つ箇所へ表示すること。なお、当該表示は、印字の他、ラベル貼付により表示することも可能である。
- 2 1の表示は、日本から台湾へ輸出される牛肉に対する義務的表示ではないとの説明を台湾側より受けていることを踏まえ、対応可能な場合に表示を行うこと。

(別紙)

台湾向け輸出肉産品に必要な表示及び産品情報の規定（抜粋：仮訳）

- ① 産品の名称
- ② 原産地（国）
- ③ 正味重量、容量又は数量
- ④ 消費期限或いは製造日
- ⑤ ロットナンバー
- ⑥ 製造業者の名称、番号及び住所
- ⑦ 貯蔵・運搬の条件（例えば貯蔵・運搬する際の温度）
- ⑧ 内容物の名称
- ⑨ 食品添加物の名称
- ⑩ 包装容器
- ⑪ 遺伝子組換え食品の原料を含む旨（遺伝子組換え食品を原料として使用する
場合に限る。）